

第2節

市民の生活と財産を守り、
安心・安全な、明るいまちづくり



災害に強い安心して暮らせるまちづくり

現状と課題

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北から関東地方に甚大な被害をもたらし、本市においても停電・断水や道路などインフラへの被害が発生しました。また、平成24年5月6日に発生した竜巻は、つくば市北条付近を中心に大きな被害をもたらしたことから、市民の防災に対する意識が急速に高まっています。
- 平成24年度に地域防災計画の見直しを行い、災害時の被害を最小限に食い止める減災の考えを踏まえ、市民が安心安全に暮らせるまちづくりを進めることが必要です。
- 南関東地域直下型地震の被害予想地域に含まれる本市では、土浦市地域防災計画に基づき、防災対策の積極的な推進に努めてきました。
- 市民の安心・安全に対する意識も高まっており、平成23年度現在、市内の171町内会のうち、約84%にあたる143町内で自主防災組織が結成されています。また、資機材については、約78%の134町内で整備されています。
- 災害に強いまちをつくるため、平成24年度に見直しを行った地域防災計画の推進と避難訓練等の実施が必要です。
また、地震災害の被害を最小限にとどめるため、建築物の耐震化を推進する必要があります。
- 地域の安心・安全は地域で守るという考えから、自治会単位での防災組織の充実・強化が求められています。また、災害時における相互応援協定の締結や災害時要援護者支援制度¹を充実するとともに、要援護者の避難・誘導體制の整備が必要です。
- 福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が広い範囲に放出され、本市でも通常に比べて高い空間放射線量率が確認されている地域があることから、市民の安心・安全な生活を確保することが求められています。
- 武力攻撃事態や大規模テロの際に市民の生命や身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、国民保護計画²に基づき危機管理体制の強化と充実を図る必要があります。
- 風雨や地震または自然風化などにより崩壊する危険性のある傾斜地等の災害防止に努めるとともに、危険区域の解消を推進する必要があります。

¹ 災害時要援護者支援制度 地震や風水害等の災害が発生した際に、家族等の援助が困難で何らかの助けを必要とする方(災害時要援護者)たちの中で、地域住民の方々に一部個人情報を開示することにより、災害時での避難援護の支援をもらうための台帳(災害時要援護者登録台帳)整備等を進めること。

² 国民保護計画 政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画のこと。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。

■自主防災組織結成及び資機材整備の状況

(平成24年3月31日現在)

事 項		数	率 (%)
結 成	組織済	143	83.6
	未組織	28	16.4
	計	171	100.0
資機材	整備済	134	78.4
	未整備	37	21.6
	計	171	100.0

資料：総務課

施策の体系

災害に強い安心して暮らせるまちづくり

- (1) 地域防災計画の推進
- (2) 自主防災組織の育成強化と活性化
- (3) 災害時要援護者に対する支援
- (4) 防災施設・設備の充実強化
- (5) 防災体制の広域化とシステム化
- (6) 除染実施計画の推進
- (7) 国民保護計画の推進
- (8) 橋梁震災対策の推進
- (9) 既存建築物等の耐震化の推進
- (10) 土砂災害による傾斜地崩壊防止対策



帰宅困難者避難誘導訓練

(1) 地域防災計画の推進

地域防災計画に基づく組織及び体制の強化を図り、各施策を計画的に推進するとともに、災害時の各班の個別マニュアルに基づき、初動対応や所掌事務を円滑に遂行できるよう、全庁的体制で取り組みます。

また、防災訓練、各種研修会及び講演会等を通じ、防災知識の普及と意識の啓発に努めます。

さらに、大規模な災害が発生した時、被災者への住宅供給が円滑に行われるための計画の見直しを行います。

(2) 自主防災組織の育成強化と活性化

未結成町内の自主防災組織の結成促進を図るため、支援対策を実施します。また、既結成町内の自主防災組織の活性化を図り、更なる住民の地域連帯意識の高揚を目指す支援対策を実施します。

(3) 災害時要援護者に対する支援

高齢者や障害者等の災害弱者が災害発生時に安全に避難できるよう、避難・誘導體制について検討し、整備を図ります。

(4) 防災施設・設備の充実強化

災害時の迅速な対応を図るため、食糧及び防災資機材等備蓄品の充実を図ります。

(5) 防災体制の広域化とシステム化

茨城県防災情報ネットワークシステムの利用により、情報の収集伝達や連絡体制の強化を図ります。

また、災害協定等相互応援・協力体制の強化を図るとともに、防災協力事業所と協力体制の強化を図ります。

(6) 除染実施計画の推進

平成24年度に策定し、環境省から承認を受けた除染実施計画に基づき、幼稚園、保育所、小中学校や公園等子ども関連施設を優先し、一般住宅等を含めた除染事業を推進します。

(7) 国民保護計画の推進

市民の生命と財産を守るため、国民保護計画に基づいた施策を推進します。

(8) 橋梁震災対策の推進

災害時の避難路及び緊急輸送路を確保するため、幹線市道に架かる橋梁の耐震補強及び改修工事を推進し、耐震性の向上を図ります。

(9) 既存建築物の耐震化の推進

地震に強いまちをつくるため、耐震診断、耐震改修費の一部助成など、既存建築物の耐震化を推進します。

(10) 土砂災害による傾斜地崩壊防止対策

本市では、106カ所の土砂災害警戒区域が指定されていますが、特に崩壊の危険性のある箇所については、急傾斜地崩壊危険区域³の指定を受け崩壊防止対策を行い、危険区域の解消を促進します。

³ 急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊により、相当数の居住者等に危害が生じるおそれがある土地やそれに隣接する土地において、一定の開発行為を制限する必要がある区域のことで、都道府県知事が「急傾斜地崩壊危険区域」に指定することができる。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
自主防災組織の運営及び訓練補助金利用状況	52組織	86組織	個別	◎	△	◎
【考え方】自主的な防災活動への取組の実現状況を表す指標です。全町内の組織化がされたと仮定し、その50%の組織での活用を目標とします。						
総合防災訓練への参加人数	1,500人 ／回	1,800人 ／回	個別	◎	◎	◎
【考え方】自主的な防災活動への取組の実現状況を表す指標です。「自らのまちは自らが守る」意識の醸成により、参加者の増加を目標とします。						
災害時における協定書の締結団体数	16団体	20団体	個別	△	◎	◎
【考え方】被災時における相互扶助体制の構築状況を表す指標です。県内市町村を除き、食糧・資機材などの災害協定締結団体数の目標を20とします。						
避難路及び緊急輸送路の指定路線橋梁（35橋）の補強実施件数	11橋	17橋	個別	△	△	◎
【考え方】避難路、緊急輸送路の確保の状況を表す指標です。新たに6橋の補強実施を目標とします。						
耐震診断実施戸数	586戸	886戸	個別	◎	◎	◎
【考え方】市民の防災意識を象徴する、耐震化に対する意識醸成の状況を表す指標です。これまでの取組実績や他市町村の状況から、毎年50戸の実施を目標とします。						
既存建築物の調査・把握・指導状況	67%	100%	法	△	△	◎
【考え方】安全なまちの実現を目的に実施する特定建築物や道路を閉塞させるおそれのある建築物に対する指導等の状況を表す指標です。すべての既存建築物に対し、指導することを目標とします。						
災害時要援護者の登録者数	2,000人	4,000人	個別	◎	△	◎
【考え方】在宅の要介護高齢者、及び障害手帳を持つ障害者を災害時要援護者とし、災害時要援護対象者全員が制度に登録することを目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
自主防災組織の強化	・自主防災組織の育成強化
災害情報連絡体制の整備	・災害情報連絡体制の整備
備蓄品の充実	・備蓄品の充実
避難誘導体制の整備	・災害時要援護者支援制度の充実
震災対策の推進	・避難路及び緊急輸送路の橋梁耐震補強事業
既存建築物の耐震化の推進	・既存建築物耐震化推進事業
災害時における協定の締結	・災害時における協定の締結
土砂災害による傾斜地崩壊防止対策	・急傾斜地崩壊対策事業
災害時における住宅供給計画の整備	・災害時住宅供給促進計画の見直し

施策を推進する主な所管部署

○総務課 ○環境保全課 ○道路課 ○住宅営繕課 ○建築指導課

地域ぐるみで取り組む防犯まちづくり

現状と課題

○刑法犯認知件数は、平成15年をピークに減少しているものの、その減少幅は小さくなっており、一部の犯罪の種別においては増加に転じているものもあります。また、「振り込め詐欺」や情報通信ネットワークの発展に伴う「ネットワーク利用犯罪¹」、「サイバー犯罪²」等、新たな犯罪被害も発生していることから、あらゆる機会を通して防犯意識のさらなる普及を図る必要があります。

○自主防犯組織は、平成24年度現在、168町内会で結成され、98%を超える県内でもトップの結成率を誇っています。

しかし、一部の組織では活動が低迷し参加者が減少していることから、いかに多くの方が参加し、「自らのまちは自らが守る」という意識の醸成を図り、活動の活性化を図ることが課題となっています。

○自治会と協力し、防犯灯の適正な維持管理や新たに防犯灯を設置することにより、夜道の安心・安全の確保が求められています。また、防犯パトロールの強化や防犯カメラの活用により犯罪抑止効果を高めることが重要となっています。

○犯罪により被害を受けた方が、再び平穏な日常生活を営むことができるよう支援が求められています。

■刑法犯認知件数の推移

(単位：件)

区 分	年	19	20	21	22	23
凶 悪 犯		18	28	22	17	12
粗 暴 犯		178	117	123	127	108
窃 盗 犯		2,444	2,414	2,398	2,176	2,022
知 能 犯		84	56	84	82	82
風 俗 犯		15	21	16	11	21
そ の 他		548	410	547	415	387
合 計		3,287	3,046	3,190	2,828	2,632

資料：茨城県警察本部

¹ ネットワーク利用犯罪 ハイテク犯罪のうち、インターネットなどのコンピューターネットワークを利用した犯罪のこと。不正アクセスや電子メールを利用したネズミ講、データの改ざんなど、多くの形態があり、従来の犯罪に比べ、匿名性が高い、被害の拡大が迅速で遠隔地にまたがる、などの特徴がある。

² サイバー犯罪 コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用した犯罪のことで、ネットワーク利用犯罪もその1つ。

施策の体系

地域ぐるみで取り組む 防犯まちづくり

- (1) 安心・安全な地域づくり
- (2) 防犯意識の普及啓発
- (3) 犯罪被害者の援助支援

施策の内容

(1) 安心・安全な地域づくり

「自分たちのまちは自らが守る」の意識の下、防犯活動の活性化のため、青色防犯パトロール車によるパトロールをはじめ、警察・防犯関係団体及び自主防犯組織との連携強化を図り、また、荒川沖、神立両駅に設置した防犯ステーション「まちぼん」を有効活用し、更なる体制の充実を目指します。

また、子どもから高齢者まで全ての階層に防犯意識を高めるため、防犯パトロール育成講習会の町内会各ブロック別での実施に対する支援を継続します。

(2) 防犯意識の普及啓発

情報紙やインターネットを使って犯罪情報の提供を行うとともに、安心・安全まちづくりパレード、安心・安全まちづくり市民集会及び防犯教室等をとおして防犯意識高揚を推進します。

(3) 犯罪被害者の援助支援

公益社団法人いばらき被害者支援センターを通じて、犯罪被害者に対する各種援助を支援します。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
自主防犯組織の結成数	168団体	171団体	個別	◎	◎	◎
【考え方】 地域ぐるみでの防犯まちづくりへの取組状況を表す指標です。全行政区結成を目標とします。						
刑法犯認知件数	2,632件/年	現状値以下	個別	◎	◎	◎
【考え方】 安心・安全な地域づくりへの取組成果を表す指標です。地域防犯パトロールなどの実践強化により、現状値以下を目標とします。						
防犯体制の整備と防犯意識に対する市民満足度	34.8%	40.0%	個別	◎	◎	◎
【考え方】 安心・安全な地域づくりへの取組成果を表す指標です。防犯体制の更なる充実等により、約5%の満足度向上を目標とします。						
防犯教室（防犯診断を含む）の開催数	64回/年	100回/年	個別	◎	◎	◎
【考え方】 防犯意識の普及啓発に向けた取組状況を表す指標です。学校、町内会、高齢者クラブ等で開催されている交通安全教室においても防犯講座を実施し、防犯判断の実施を含め年間100回の実施を目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・自主防犯組織の活動支援・防犯カメラ設置・省電力高効率防犯灯³設置補助事業
防犯意識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none">・安心・安全まちづくりパレードの開催・安心・安全まちづくり市民集会の開催・防犯教室の開催・地域安全情報の発行・市内窃盗犯発生状況の提供

施策を推進する主な所管部署

○生活安全課

³ 省電力高効率防犯灯 LED灯等を活用した防犯灯のこと。

市民の生命と財産を守る消防・救急の充実

現状と課題

- 平成23年の火災発生件数は51件となっており、また人口1万人当たりの火災発生件数は3.6件で、県内の平均より低い数値となっています。
- 火災・救急のほか、東日本大震災をはじめとした大規模災害等から市民の生命や財産を守るためには、消防車両、消防水利及び消防資機材の整備など常備消防の充実を図るとともに、消防団については、引き続きその充実・強化を図り、連携して災害に備えることが必要です。
- 高齢化の進展、不要不急の救急要請等により救急出場件数は年々増加している中、救急業務の高度化に取り組むとともに、市民等に対しAED¹の活用も含めた応急手当等の普及・啓発を図る必要があります。
また、大規模災害等に対応するため、救助体制の強化が求められています。

- 消防・救急活動の高度化及び電波の有効活用を図るため、消防救急無線デジタル化²の整備が必要です。
- 火災から生命や財産を守るため、防火管理の徹底が求められています。
- 住宅用火災警報器³の設置が義務化されたことから、未設置住宅への設置促進を図る必要があります。
- 大規模災害時においても消防活動拠点として機能する消防本部新庁舎の整備が必要です。

■火災の発生状況

年	区分	出火件数	建物火災件数	死傷者数(死者数)	損害額(千円)	1件当たり損害額(千円)	人口1万人当たり火災件数	
							市	県
18		40	23	8 (2)	54,227	1,355	2.8	5.1
19		56	41	10 (2)	84,201	1,504	3.9	5.0
20		52	25	5 (4)	112,855	2,170	3.6	5.1
21		50	38	4 (2)	114,258	2,285	3.5	4.6
22		47	32	12 (1)	184,334	3,922	3.3	4.2
23		51	32	8 (4)	228,791	4,486	3.6	5.0

資料：消防本部

¹ AED AEDは、Automated External Defibrillatorの頭文字をとったもので、日本語訳は自動体外式除細動器という小型の器械で、体外（裸の胸の上）に貼った電極のついたパッドから自動的に心臓の状態を判断するもの。不整脈を起こしていれば、電気ショックを心臓に与えることで、心臓の状態を正常に戻す機能を持っている。

² 消防救急無線デジタル化 従前からアナログ通信方式による音声中心の運用がされてきたが、電波資源の有効利用のため多様なデータ通信ができるデジタル通信方式の導入をするもの。尚、現在のアナログ通信方式の無線は、平成28年5月31日を過ぎると使えなくなる。

³ 住宅用火災警報器 火災報知機の一つで、主に一般住宅に設置されるもの。一般住宅への設置義務化は2004年の消防法改正で盛り込まれた。

■消防力の現状

(平成24年4月1日現在)

区分	常備消防						消防団			
	署所	ポンプ自動車 うち化学車		はしご車	救助 工作車	救急車	職員	分団	動力 ポンプ	団員
基準	6	11	1	2	1	6	288	—	38	1,368
現有	6	11	1	2	1	6	185	38	38	540
充足率(%)	100	100	100	100	100	100	64	—	100	39

資料：消防本部

■救急出動件数の推移

区分	18		19		20		21		22		23		増加率(%) 平成18年 基準
	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)	
火災	35	0.5	39	0.6	32	0.5	34	0.5	40	0.6	43	0.6	22.9
自然 災害											12	0.2	
水難	9	0.1	1	0.0	7	0.1	3	0.0	8	0.1	11	0.2	22.2
交通	1,011	15.0	984	14.9	913	14.2	851	13.1	929	13.7	909	12.6	△10.1
労働 災害	48	0.7	78	1.2	49	0.8	46	0.7	39	0.6	72	1.0	50.0
運動 競技	35	0.5	28	0.4	12	0.2	33	0.5	21	0.3	21	0.3	△40.0
一般 負傷	897	13.3	836	12.6	774	12.1	796	12.2	811	12.0	925	12.8	3.1
加害	75	1.1	64	1.0	67	1.0	59	0.9	63	0.9	63	0.9	△16.0
自損 行為	120	1.8	119	1.8	107	1.7	122	1.9	118	1.7	148	2.1	23.3
急病	3,932	58.4	3,943	59.5	3,923	61.2	4,060	62.5	4,222	62.4	4,472	61.9	13.7
その他	577	8.6	532	8.0	526	8.2	498	7.7	519	7.7	534	7.4	△7.5
合計	6,739	100.0	6,624	100.0	6,410	100.0	6,502	100.0	6,770	100.0	7,210	100.0	7.0

資料：消防本部

■自動体外式除細動器(AED)設置状況

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
設置台数 (累計台数)	9台(9台)	25台(34台)	28台(62台)	25台(87台)	22台(109台)	1台(110台)
主な設置場所	土浦市役所 他	公民館・ 中学校 他	小学校 他	幼稚園・ 保育園 他	支所 他	土浦消防署

資料：消防本部

施策の体系

市民の生命と財産を守る 消防・救急の充実

- (1) 消防力の充実
- (2) 救急・救助業務の充実
- (3) 消防救急無線デジタル化共同整備等の推進
- (4) 予防行政の強化
- (5) 防火意識の高揚
- (6) 消防本部新庁舎の整備

(1) 消防力の充実

計画的な消防車両の更新、配備や水利の不足している地域等への消防水利施設の整備を図るとともに、職員に対し各種研修による消防技術の向上や資格取得を推進し、消防力の充実を図ります。

また、消防団の人員、施設、装備を充実し、大規模災害時等において重要な役割を担う消防団活動の活性化を図ります。

(2) 救急・救助業務の充実

医療機関との連携強化、救急救命士の計画的養成や再教育の充実等メディカルコントロール体制⁴の強化を図るとともに、救命率向上のため、市民に対しAEDの活用も含めた応急手当の普及と救急車の適正利用の啓発を行います。

また、高度な知識・技術を兼ね備えた救助隊員の育成と高度救助資機材の更新整備を図ります。

(3) 消防救急無線デジタル化共同整備等の推進

現行の指令システムの適正な維持管理に努めながら、消防救急無線デジタル化の共同整備等を図ります。

(4) 予防行政の強化

不特定多数の人を収容する施設等に対する査察を強化し、消防用設備等の設置と機能の維持、消防訓練の実施など、防火管理者に対する指導を行います。

(5) 防火意識の高揚

市民に対する消火訓練を実施するなど、防火意識の高揚に努めます。

また、住宅火災による死者の発生を防止するため、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置の促進を図ります。

(6) 消防本部新庁舎の整備

老朽化、狭あい化が著しい消防本部及び土浦消防署を、大規模災害時においても消防活動拠点として機能する庁舎に建て替えます。

⁴ メディカルコントロール体制 救急活動全般に対して、医学的に俯瞰・監修し、救急活動の「質の管理」を行うシステムのこと。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
救急・消防体制に関する市民満足度	44.4%	現状維持	個別	△	△	◎
【考え方】救急・消防体制の充実への取組成果を表す指標です。市民の期待が高まることが予想される中、更なる救急・消防体制の充実により、現状の高い水準を維持することを目標とします。						
救急車の到達時間 (指令時刻～現着時刻)	6.2分	5.7分	個別	○	○	◎
【考え方】救急業務の充実への取組成果を表す指標です。合併による市街地の拡大や高齢化による出動件数の増加により、現場到達時間に遅れが見られる中でも、前期計画と同じ5.7分を目標とします。						
救急救命士数	34名	48名	個別	△	△	◎
【考え方】救急業務の充実への取組成果を表す指標です。救急業務の高度化・救急体制の強化を推進するため、48名を目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
消防車両等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 消防車両の更新 消防資機材の整備 消防水利施設（消火栓等）の整備 消防団の人員、施設、装備の充実
救急・救助業務の充実	<ul style="list-style-type: none"> AEDの更新 高度救助隊の発足
消防救急無線デジタル化共同整備等事業	<ul style="list-style-type: none"> 消防救急無線デジタル化共同整備等事業
消防拠点施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部新庁舎の整備

施策を推進する主な所管部署

- 消防本部

市民が安全に生活できる交通環境の整備

現状と課題

○本市における車両登録台数及び交通量は、ここ数年横ばい状態にあります。交通事故発生件数や死亡事故は減少傾向にあるものの、年間1,000件以上の交通事故が発生しています。

また、全国的に通学路の安全確保が喫緊の課題であり、生活道路などを含めての交通安全対策の推進が求められています。

○自動車利用は日常不可欠なものであり、安全で円滑、快適な交通社会を実現するためには、歩行者や特に自転車利用者が安心して通行でき、かつ、自動車が円滑に走行できる道路交通環境を整備する必要があります。

また、市民生活を支える身近な道路については、路線の特性に応じた快適で安全な歩行空間を確保するため、歩道の確保やバリアフリー化等を推進し、歩行者にやさしい道路環境づくりが求められています。

○市民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、広報啓発活動を一層充実させる必要があります。

○自転車撤去台数は、平成16年度の1,405台をピークとして、現在は3分の1程度に減少していますが、今後も継続して取り組む必要があります。

○万が一の交通事故に備えた制度の周知や交通事故に遭われた方への援助が求められています。

■車両登録台数の推移

(各年3月31日現在、単位：台)

区分		年	19	20	21	22	23
四輪車	登録車		84,957	84,062	82,821	81,489	80,775
	軽四輪		26,330	28,630	29,874	31,052	32,112
二輪車	自動二輪		4,238	4,324	3,460	3,473	3,491
	原付		7,095	7,008	7,743	7,580	7,469
小型特殊			1,048	1,034	1,003	1,004	989
合計			123,668	125,058	124,901	124,598	124,836

資料：生活安全課

■交通量の推移(12時間交通量)

年	場所	真鍋交差点	川口一丁目交差点	千束町交差点	有明町高架道東口出入口	小松坂下交差点	中貫交差点	学園東大通り入口交差点	6号バイパス中村入口交差点
19		24,826	20,909	24,915	5,685	—	32,208	—	—
20		25,930	21,650	—	—	—	—	—	—
21		25,935	20,690	24,613	6,559	26,141	31,352	38,341	18,652
22		26,551	20,811	24,806	6,232	24,028	31,624	39,615	19,271
23		25,873	19,988	23,651	5,774	27,188	29,593	36,693	19,844

資料：都市計画課

■交通事故発生件数の推移

(各年12月31日現在、単位：件)

年		19	20	21	22	23
区分	発生件数	1,382	1,204	1,129	1,067	1,023
死傷者	死者数	2	4	10	12	12
	負傷者数	1,741	1,540	1,437	1,393	1,306
	合計	1,743	1,544	1,447	1,405	1,318

資料：生活安全課

■県民交通災害共済制度の加入状況

(単位：人)

年度		19	20	21	22	23
区分	加入者数	12,859	12,562	12,167	9,961	9,980
内訳	一般	6,950	6,664	5,480	4,108	3,536
	中学生以下	5,909	5,898	6,687	5,853	6,444

資料：生活安全課

施策の体系

市民が安全に生活できる 交通環境の整備

- (1) 交通安全施設の整備充実
- (2) 交通安全意識の啓発
- (3) 放置自転車対策の推進
- (4) 道路環境の形成
- (5) 交通事故被害者対策

施策の内容

(1) 交通安全施設の整備充実

通学路、生活道路などの安全を確保するために、危険箇所を把握し、カーブミラーや路面標示、歩道などの交通安全施設の整備を進めます。

また、信号機・横断歩道の設置、速度規制などを関係機関に要望します。

(2) 交通安全意識の啓発

警察、関係機関及び地域との密接な連携を図り、講習会、街頭活動、広報紙等による広報活動などを徹底することにより、交通安全意識の高揚に努めます。

特に幼児、児童、生徒、高齢者に対して、交通安全教育を推進します。

(3) 放置自転車対策の推進

土浦市自転車等の放置防止に関する条例に基づく放置禁止区域について、定期的な撤去を実施するとともに、特に駅前等の放置自転車が多い地区に指導員を配置するなど、対策の強化を継続します。

(4) 道路環境の形成

関係機関と調整を図りながら、歩道の設置、交差点の改良、踏切道の拡幅など安心できる歩行空間の確保に努めます。

(5) 交通事故被害者対策

万が一の交通事故に備えて、県民交通災害共済への加入促進に努めます。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
交通事故発生件数	1,161件 (過去5年間平均)	1,100件	個別	◎	◎	◎
【考え方】安全な道路環境等の実現を象徴する交通事故の発生状況を表す指標です。交通死亡事故過去5年間の平均値を下回することを目標とします。						
交通安全教室の開催数	46回/年	60回/年	個別	◎	◎	◎
【考え方】交通安全意識の啓発に向けた取組状況を表す指標です。現在、各学校や町内会において開催されている交通安全教室の充実により、3割程度の開催増を目標とします。						
県民交通災害共済加入率	10%	現状維持	個別	◎	◎	◎
【考え方】交通安全に対する相互扶助体制の実現状況を表す指標です。現状、加入者が減少傾向にある中で、現状維持を目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
交通安全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> カーブミラーなどの交通安全施設の整備 通学路・生活道路の歩道の整備
放置自転車対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 放置自転車撤去 放置自転車保管場所の管理・運営 違法駐輪・放置自転車防止のための注意喚起立哨

施策を推進する主な所管部署

○生活安全課 ○道路課

浸水被害に強いまちづくり

現状と課題

- 現在本市では、8ヶ所の下水道雨水ポンプ場が稼動しており、台風時の大雨や集中豪雨に対応しています。
- 近年、国内では異常気象ともいえるようなゲリラ豪雨の発生がみられ、当地域においても

記録的な集中豪雨が発生し、内水による浸水被害が頻繁に発生していることから、市民が安心して暮らせるよう、計画的な雨水排除対策が重要です。

■下水道ポンプ施設の状況

(平成24年3月31日現在)

名称	種別	計画		整備済		稼動年
		ポンプ数(台)	能力(m ³ /min)	ポンプ数(台)	能力(m ³ /min)	
亀城ポンプ場	合流	5	326.0	5	326.0	昭和41年
桜川ポンプ場	合流	4	208.8	4	208.8	昭和45年
塚田ポンプ場	雨水	4	680.0	4	680.0	昭和54年
川口ポンプ場	雨水	4	148.0	4	148.0	昭和59年
港ポンプ場	雨水	4	282.0	4	282.0	昭和63年
川口川ポンプ場	雨水	2	36.0	2	36.0	平成5年
木田余ポンプ場	雨水	4	1,200.0	2	306.0	平成11年
新川ポンプ場	雨水	5	1,170.0	3	538.8	平成14年

資料：下水道課

施策の体系

浸水被害に強いまちづくり

- (1) 都市下水路の整備
- (2) 総合的な雨水排除対策の推進
- (3) 既設下水道雨水ポンプ場の整備
- (4) 公共下水道(雨水)整備事業

施策の内容

(1) 都市下水路の整備

市街化の進展や異常気象に伴うゲリラ豪雨により、道路冠水等が発生していることから、雨水排除が速やかに行われるよう、計画的な都市下水路の整備を推進します。

(2) 総合的な雨水排除対策の推進

内水ハザードマップ¹の作成・公表により、浸水被害の縮小と市民の自助意識・防災意識の向上を図ります。

また、浸水被害の縮小を図るため、雨水貯留・浸透施設の整備を推進します。

(3) 既設下水道雨水ポンプ場の整備

施設、設備の老朽化の進んでいる下水道ポンプ場について長寿命化計画を策定し、施設の延命化を図ります。

また、適切な維持管理の下、雨水排水機能の充実を図ります。

(4) 公共下水道(雨水)整備事業

浸水地域解消のため、計画的に雨水幹線の整備を進めます。

¹ 内水ハザードマップ 内水氾濫ハザードマップのこと。「内水氾濫」は集中豪雨によって大量の雨水が下水管から溢れたり、地下街に流れ込んだりすること。

施策の指標・目標値

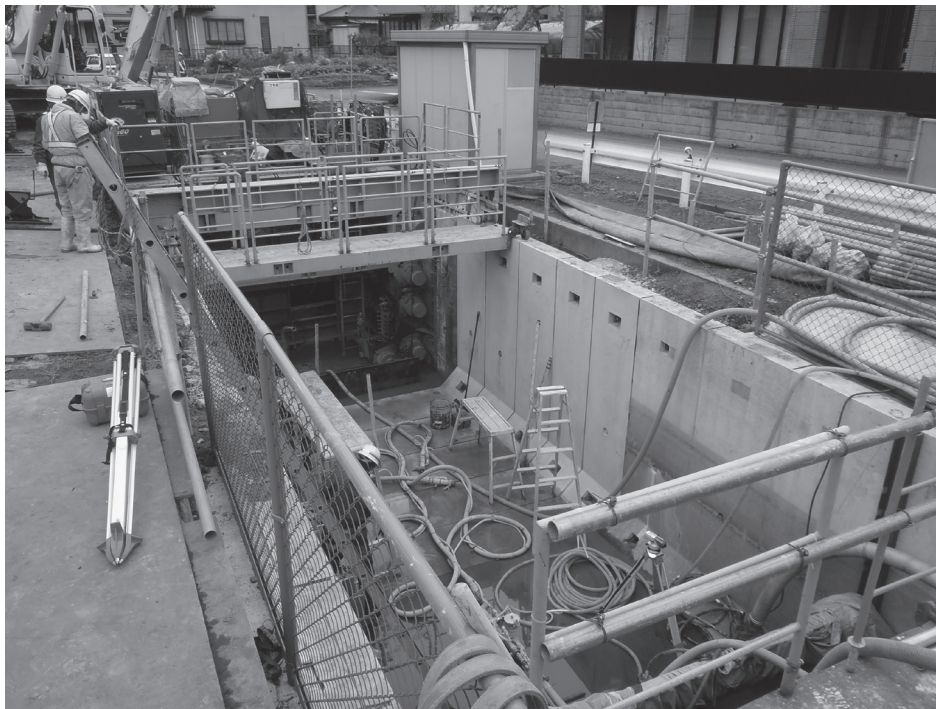
指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
ポンプ場の改築数	3	5	個別	△	△	◎
【考え方】下水道長寿命化対策として、未改築施設の解消を図ることを目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
都市下水路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・神立菅谷都市下水路等の整備 ・小規模排水路の整備
総合的な雨水排除対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一般住宅での雨水貯留及び浸透施設対策 ・公共事業及び公共施設の雨水浸透対策と雨水貯留施設の整備
雨水ポンプ場の改築整備	<ul style="list-style-type: none"> ・川口ポンプ場長寿命化対策事業 ・港ポンプ場長寿命化対策事業
公共下水道雨水排水路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道木田余排水区整備事業

施策を推進する主な所管部署

○下水道課



神立菅谷都市下水路

第6項 消費生活の安定

現状と課題

○消費者を取り巻く環境は、規制緩和の進展、ICT化、グローバル化などを反映し、様々な商品やサービスが幅広く流通しており、消費生活をめぐる問題もますます多様化・複雑化しているため、消費者の自立支援や被害の未然防止、相談体制の充実を図る必要があります。

○平成23年度における消費生活相談の件数は1,095件で、架空請求・不当請求に関する相談が特に多く寄せられています。

○複雑化した消費生活問題について、自主的に取り組む消費者団体の役割が重要であることから、その育成・支援の必要があります。

■消費生活相談件数の推移

(単位：件)

年度	18	19	20	21	22	23
件数	1,931	1,314	1,127	1,144	1,130	1,095

資料：消費生活センター

■商品別相談件数

(単位：件)

順位	18年度		19年度		20年度	
1	架空請求・不当請求	896	架空請求・不当請求	354	架空請求・不当請求	205
2	フリーローン・サラ金・ヤミ金	229	フリーローン・サラ金	198	フリーローン・サラ金	186
3	住宅関連	114	住宅関連	84	住宅関連	74
4	電報・電話	30	教室・講座	25	食料品	41
5	保険	27	被服類	23	電報・電話	32
6	自動車	24	書籍・印刷物	23	他の教養・娯楽	23
7	教室・講座	19	健康食品	23	預貯金・証券等	22
8	海外宝くじ	17	電報・電話	21	自動車	21
9	複合サービス会員	16	自動車	21	健康食品	18
10	健康食品	14	家具・寝具	21	他の保険・福祉	15

順位	21年度		22年度		23年度	
1	金融・保険サービス	273	金融・保険サービス	251	運輸・通信サービス	230
2	運輸・通信サービス	168	運輸・通信サービス	182	金融・保険サービス	207
3	商品一般	112	教養娯楽品	84	工事・建築・加工	67
4	教養娯楽品	61	商品一般	63	教養・娯楽品	65
5	教養・娯楽サービス	50	レンタル・リース・貸借	59	レンタル・リース・貸借	60
6	食料品	49	土地・建物・設備	48	食料品	56
7	住居品	44	食料品	47	土地・建物・設備	49
8	土地・建物・設備	43	工事・建築・加工	45	商品一般	39
9	レンタル・リース・貸借	43	保健・福祉サービス	38	住居品	39
10	保健・福祉サービス	36	教養・娯楽サービス	36	教養・娯楽サービス	39

資料：消費生活センター

施策の体系

消費生活の安定

- (1) 消費者教育と啓発の充実
- (2) 相談業務の充実
- (3) 消費者団体への育成・支援
- (4) 消費生活モニターの強化

施策の内容

(1) 消費者教育と啓発の充実

高度情報化社会の中で、情報収集及び的確かつ迅速な対応が求められていることから、消費生活展の開催など更なる消費者情報の充実を図るとともに、県消費生活センターとの連携を強化し、的確かつ迅速な対応を図ります。

(2) 相談業務の充実

消費者取引に係るトラブルの増加、悪質業者の巧妙化に伴う相談の増加などに対応するため、全国消費生活情報ネットワークシステムを活用し、相談員の知識や技法のレベルアップに努め、相談業務の充実を図ります。

(3) 消費者団体への育成・支援

消費者団体を育成・支援し、消費者の自主的活動を促進します。

(4) 消費生活モニターの強化

安心で安全な消費生活のために、消費者問題に関する行政とのパイプ役や地域の消費者のリーダー役として、消費生活モニターを強化します。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
消費生活講座等参加者数	2,291人/年	現状値以上	個別	◎	◎	◎
【考え方】 自立した賢い消費者の育成状況を表す指標です。市民の積極的な参加により、賢い消費者・自立する消費者が現状より増えることを目標とします。						
消費生活相談件数	1,095人/年	現状値以下	個別	◎	◎	◎
【考え方】 消費者トラブルの未然防止と、苦情相談等の適正かつ効率的な処理状況を表す指標です。消費者トラブルの未然防止対策の推進等により、現在より相談件数が減少することを目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
消費者への啓発推進	・消費生活展の開催
相談業務の充実	・消費者トラブルなどの相談対応

施策を推進する主な所管部署

○生活安全課

